

【資料1】



# 千葉市の消費者施策の 現況と消費者教育推進計画

千葉市消費生活センター  
平成27年2月27日(金)

千葉市消費生活審議会  
平成26年度消費者教育推進部会資料

# ～消費者施策の現況について ①～

- ・消費生活条例制定の目的

⇒市民の安全で安心できる暮らしの実現

- ・本市の消費者施策の推進

⇒市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、7つの消費者の権利の確立が図られると共に、消費者の自立を支援することを目的とし、実施されなければならない。

# 消費者施策の現況について ②

第2次消費生活基本計画体系図

7つの消費者の権利	基本的方向	課題	分類
1 消費生活において生命、身体及び財産を侵されない権利	1 消費生活の安全・安心の確保	(1)商品、サービスの安全・安心の確保	①食品の安全性の確保
2 商品及びサービスについて適正な表示等が行われることにより、適切な選択ができる権利		(2)適正な取引環境の確保	②住まいの安全性の確保 ③生活用品の安全性の確保 ④関係機関等との連携
3 適正な取引環境の下で取引を行う権利		(3)事業者に対する指導	①適正な表示の推進 ②適正な計量の推進 ③生活関連商品の調査、安定供給
4 消費生活において不当に受けた被害から適切かつ迅速に救済される権利	2 消費者被害の防止及び救済	(1)消費者被害の防止	①情報提供の推進 ②苦情相談情報の活用 ③地域、関係団体等との連携
5 消費生活を自立して営む上で必要な知識について学習し、及び教育を受ける機会が提供される権利		(2)消費生活相談窓口の機能強化	①消費者被害の救済 ②相談体制の強化 ③相談員の専門的知識の向上 ④関係機関等との連携
6 消費生活を営む上で必要な情報を適切かつ迅速に知ることができる権利	3 消費者の年齢その他の特性に対する配慮	(1)高齢者、障害者、若年者に対する支援	①高齢者・障害者の財産等の保護 ②若年者に対する支援
7 自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利	4 消費者の自立支援	(1)学習機会の拡充	①学習機会の拡充、自主的な学習活動の支援 ②消費者教育の推進 ③学校における消費者教育の推進
7 自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利		5 複雑・多様化する社会への対応	(2)環境に配慮した消費生活の推進
7 自らの意見が消費者施策に十分に反映される権利		(1)高度情報通信社会への対応	①インターネットトラブルへの対応

2/27部会開催時点では、青字下線の記載漏れがあったため、修正した。

※青字部分が、消費者教育に該当する施策が含まれる項目。

計画期間は平成24年度～平成28年度までの5年間

# ～千葉市消費者教育推進計画 ①～

## ・第2次消費生活基本計画の下位計画

⇒基本計画に位置づけのない事業についても、基本計画掲載事業と同様に推進し、基本計画改定時に一本化する。

## ・計画期間：平成27年度～28年度の2年間

## ・消費者教育の定義

⇒「自ら考え行動する自立した消費者」の育成を行うための教育及びこれに準ずる啓発活動

## ・実施主体：千葉市

## ・消費者教育の対象・担い手

⇒千葉市に在住・在勤・在学の幼児から高齢者に至る全ての消費者、事業者、団体(町内自治会、民生委員・児童委員協議会、ちばし消費者応援団、事業者団体等)警察、行政機関等

# ～千葉市消費者教育推進計画 ②～

## ～千葉市消費者教育推進計画が対象とする消費者教育の対象領域～

○国が考える消費者教育の対象領域

### 消費者市民社会の構築

- ・消費行動が環境・経済・社会に影響を与えることを理解する

### 商品等の安全

- ・安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくる

### 生活の管理と契約

- ・生活設計と管理する能力を身に着ける
- ・契約とそのルールを理解する

### 情報とメディア

- ・情報の収集の手法や情報社会のルールや情報モラルを理解する

様々な教育と有機的な連携  
が図られることで、その効果  
が相乗的に表れる。

○消費生活に関連する教育

環境教育 食育 国際理解教育 法教育

# ～千葉市消費者教育推進計画 ③～

## ・計画の体系図

課題	分類
(1) 消費者被害防止のための教育	① 消費者被害防止に係る教育の促進
	② 消費者被害防止に係る啓発活動の促進
(2) 自立した消費者になるための教育	① 食に関する教育の促進
	② 情報とメディアに関する教育の促進
	③ 持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進
	④ 持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進
	⑤ 消費生活の様々な分野における教育の促進
(3) 事業者及び事業所への教育	① 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進
	② 職域における消費者教育の促進
(4) 担い手の育成・支援	① 関係機関との連携
	② 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

# 消費者被害防止のための教育

振り込め詐欺等の犯罪や悪質商法などの消費者トラブルから、市民生活を守るための教育や啓発（資料配布・イベント参加など）に関する施策

## (1) 消費者被害防止に係る教育の促進

...14施策

## (2) 消費者被害防止に係る啓発活動の促進

...16施策

# 自立した消費者になるための教育

「自ら考え行動する自立した消費者」となるための様々な分野の講座、授業及び催しに関する施策

- (1)食に関する教育の促進...19施策
- (2)情報とメディアに関する教育の促進...6施策
- (3)持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進  
...18施策
- (4)持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の  
促進...9施策
- (5)消費生活の様々な分野における教育の促進...17施策



## 事業者及び事業所への教育

消費者志向的な経営ができる事業者の育成や、事業所の従業員に対する消費者教育に係る講座や啓発（資料配布等含む）に関する施策（千葉市の職員や教員への研修や啓発も含む）

- (1)事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進  
...10施策
- (2)職域における消費者教育の促進  
...5施策

## 担い手の育成・支援

消費者教育の推進に際し、関係機関が連携して行う施策及び消費者教育を行う地域団体、事業者等の育成や、各団体が行う消費者教育に関する活動の支援等の施策

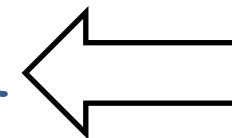
(1)関係機関との連携...28施策

(2)地域団体や事業者等の消費者教育活動支援  
...15施策

# ～千葉市消費者教育推進計画 ③～

・計画の体系図

消費者教育が推進



多様な**施策・担い手**間で、連携が図られることにより、その効果が相乗的に高められる。

課題	分類
(1) 消費者被害防止のための教育	① 消費者被害防止に係る教育の促進
	② 消費者被害防止に係る啓発活動の促進
(2) 自立した消費者になるための教育	① 食に関する教育の促進
	② 情報とメディアに関する教育の促進
	③ 持続可能な開発のための教育(環境教育)の促進
	④ 持続可能な開発のための教育(国際理解教育)の促進
	⑤ 消費生活の様々な分野における教育の促進
(3) 事業者及び事業所への教育	① 事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進
	② 職域における消費者教育の促進
(4) 担い手の育成・支援	① 関係機関との連携
	② 地域団体や事業者等の消費者教育活動支援

重点課題

重点課題